

平塚市監査委員公表第11号
令和8年（2026年）7月21日

平塚市監査委員	能 勢 祐 二
同	城 田 孝 子
同	出 村 光
同	上 野 仁 志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された
平塚市職員措置請求について、別紙のとおり請求人に通知したので、公表する。

以 上

令和 8 年（2026 年）7 月 16 日

請求人

（略）

平塚市監査委員	能 勢 祐 二
同	城 田 孝 子
同	出 村 光
同	上 野 仁 志

平塚市職員措置請求について（通知）

令和 8 年 6 月 17 日付で受け付けた平塚市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、下記の理由により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、監査を実施しないことに決定したので通知します。

記

1 本件措置請求の要旨

本件措置請求は、平塚市長が A 自治会（以下「本件自治会」という。）に対して交付した「地区自治会組織一括交付金」、「自主防災組織資機材等整備事業助成金」、「公園愛護会交付金」、「防犯カメラ設置補助金」及び「資源再生物買上金」（以下これらを総称して「交付金等」という。）が、不透明な会計処理により目的外に使用・流用されており、また、認可地縁団体に求められる申告・納税義務も履行していないなどとして、監査委員に対して、次の 3 点についての監査を求めているものと解される。

請求① 本件自治会を監査すること。

請求② 平塚市長に対して、本件自治会に対し適切な指導、交付金等の返還請求その他必要な措置を講じるよう求めること。

請求③ 平塚市長に対して、市内の自治会に対し交付金等の使途を明確に示した上、当該使途の明細を確認できるようにするとともに、毎年度の決算において、確認・監査・指導を行うことができる体制を早期に整備するよう求めること。

2 理由

（1） 請求①について

法第 242 条第 1 項の規定について、最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日第三小法廷判決は、「住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」と

いう。)に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。」との判断を示した。

そこで、まず、法第 260 条の 2 第 1 項の規定により平塚市長の認可を受けた地縁による団体（認可地縁団体）である本件自治会が、平塚市の執行機関に該当するか否かについて判断する。

市町村長の認可は、当該認可を受けた団体を市町村の行政組織の一部とすることを意味するものではないことは、法第 260 条の 2 第 6 項の規定から明らかであるし、佐賀地方裁判所平成 14 年 4 月 12 日判決も、同項の規定について、「法律上は公法人ではなく、認可によって公共団体その他行政組織の一部とみなされるわけでもない。」との判断を示している。

よって、請求①については、本件自治会において、仮に、請求人が指摘するような行為が行われていることがあるにしても、それは、執行機関による財務会計上の行為ではないから、住民監査請求の対象とはならない。

（２） 請求②について

請求人は、本件自治会において、不透明な会計処理が行われているとして、令和 7 年度の決算報告について、次の指摘をしている。

ア 交付金等を一般会計に一括して組み入れていることにより、交付金等の個別具体的な使途の明細を客観的に証明することができない不透明な会計処理（目的外使用を含む。）が継続的に行われている。

イ 一部の交付金については、「世帯数」を算定基礎として用いているが、本件自治会が平塚市に報告している世帯数は、実際の世帯数を反映しておらず、乖離している可能性がある。

ウ 住民税の免除をはじめとする様々な税制上の優遇措置を享受している一方、継続的な収益事業を行っているにもかかわらず、税務申告及び納税の義務を履行していない。これは、認可地縁団体に義務付けられた税務会計処理の手続を怠っている状態であって、重大な制度違反である。

アは、本件自治会が、不透明な会計処理によって交付金等を目的外に使用・流用しているにもかかわらず、平塚市長が、当該目的外に使用・流用した交付金等の相当額（不当利得）の返還請求を怠っていることから、平塚市長に対して、当該返還請求を行うよう求めるものと解されるが、こうした怠る事実について監査を求めるに当たっては、「対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく」（前掲の最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日第三小法廷判決）「監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度」に、個別的、具体的に摘示することを要するとされている（最高裁判所平成 16 年 12 月 7 日第三小法廷判決）。

この点について、請求人は、一般会計の支出の部において飲食、懇親、親睦等が含まれる項目の合計が、全支出の 52.4%を占めていることなど、本件自治会の令和 7 年度決算について、収入・支出の両面から分析した結果をいくつも示しているが、それらは交付金等の目的外使用や流用の可能性があることを示唆するにとどまるものであって、監査請求書及びこれに添付された資料を総合しても、平塚市長において、不当利得の返還請求権の行使を怠っているという事実を、個別的、具体的に摘示するものではない。

同様に、イの指摘も、交付申請に当たり世帯数を水増ししている可能性があることを示唆するにとどまるものであって、「怠る事実」を個別、具体的に摘示するものではない。

また、ウは、本件自治会が税務申告等の手続を怠っている事実を指摘することで、平塚市長に対して、その是正指導を行うよう求めるものと解されるが、次の（３）でみるとおり、是正指導の実施を求めることは、住民監査請求の対象とはならない。

よって、請求②については、平塚市長において、財産の管理を怠る事実（不当利得返還請求権の行使を怠っていること）が個別的、具体的に摘示されていないことから、住民監査請求の要件を満たしていない。

（３） 請求③について

住民監査請求は、一定の具体的な財務会計上の行為に限って、その監査を監査委員に請求できるものとされており（前掲の最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日第三小法廷判決）、ここにいう財務会計上の行為とは、「公金の支出」、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」及び「債務その他の義務の負担」の 4 種類の行為をいうものである。

これを請求③についてみると、請求人は、平塚市長に対し、自治会において不透明な会計処理をすることができないようにするため、交付金等の使途の明確化を図るとともに、毎年度の決算において、その使途を確認し、監査や指導を行うことができる体制を整備することを求めるものと解されるが、これらについては、上記 4 種類の行為のいずれにも該当しない。

よって、請求③については、財務会計上の行為ではなく、交付手続の強化や組織体制の整備といった一般行政上の行為についての監査を求めるものであるから、住民監査請求の対象とはならない。

なお、請求人は、指導監督権限が及ばないとするのは平塚市の法解釈の誤りである旨を主張するが、「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について」の自治省行政局行政課長通知（平成 3 年 4 月 2 日付自治行第 38 号）において、「市町村長は法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体に対して一般的監督権限を有しないものであること」との見解が示されており、前掲の佐賀地方裁判所判決においても、同旨の判断が示されている。

（４） 結論

以上のとおり、上記の各請求については、いずれも住民監査請求の要件を満たしてい

ないと判断した。

以 上